

令和6年度  
保険料率  
改定

一人親方(建設業関係)の  
皆さんへ

# 労災保険特別加入に 加入しませんか？

労災保険は一人親方(建設業)も  
加入できます！

愛知三河SR建設安全協会



## 特別加入者の範囲

労働者を使用しないで、土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復(注)、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業(大工、左官、とび職人など)を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者およびその事業に従事する人(以下「一人親方等」といいます。)が特別加入できます。

(注) 除染を目的として行う高圧水による工作物の洗浄や側溝にたまった堆積物の除去などの原状回復の事業も含まれます。



## 特別加入の手続き

特別加入に加入するためには、特別加入団体として愛知労働局に承認されている「愛知三河SR建設安全協会」に入会して、一般会員になる必要があります。

入会を希望する方は、「愛知三河SR建設安全協会」の特別会員(社会保険労務士会員)に申し込んでください。

労働基準監督署への特別加入の手続きは、愛知三河SR建設安全協会が行います。

※特別会員は、インターネットにて親団体である「愛知三河SR経営労務センター」と検索して、HPのトップページ「会員名簿(PDF)」よりご確認できます。



## 加入に際しての必要経費

入会金

¥10,000

(入会時のみ)

+

会費

¥12,000/年

(月会費1,000円)



※会費と入会金については、労働保険料と一緒に一括納入します。(原則3月中の入金)  
なお、年度途中で加入した場合の会費は、加入月×月会費となります。

対象範囲や詳しい保険料は裏面へ







- ア** ▶ 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- イ** ▶ 請負工事現場における作業、及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ウ** ▶ 請負契約に基づくことが明らかな建設作業を、自家内作業場において行う場合
- エ** ▶ 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合  
※手工具類程度の物を携行して通勤する場合を除きます
- オ** ▶ 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上



※通勤災害につきましては、  
一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

## 給付基礎日額と保険料

給付基礎日額とは、保険料や休業(補償)給付などの給付額を算定する基礎となるもので、当該本人の希望金額により申請して、労働局長が決定します。給付基礎額は、最低3,500円～最高25,000円で16段階から希望することができます。年間保険料は、保険料算定基礎額(給付基礎日額×365)にそれぞれの事業に定められた保険料率(建設の事業17/1000)を乗じたものになります。

令和6年度  
保険料率  
改定

### ～保険料計算例～

希望する給付基礎日額が以下の場合(1年間の保険料)

- 希望する給付基礎日額25,000円×1年間365日×保険料率(17/1000) = **155,125**円
- 希望する給付基礎日額10,000円×1年間365日×保険料率(17/1000) = **62,050**円
- 希望する給付基礎日額6,000円×1年間365日×保険料率(17/1000) = **37,230**円
- 希望する給付基礎日額5,000円×1年間365日×保険料率(17/1000) = **31,025**円
- 希望する給付基礎日額3,500円×1年間365日×保険料率(17/1000) = **21,717**円

$$\text{年間保険料} = \text{ご希望の給付基礎日額} \times 365 \text{日} \times \text{保険料率} \left( \frac{17}{1000} \right)$$



## 申し込み・お問い合わせ先

### 【愛知三河SR建設安全協会】

〒444-0837 岡崎市柱3丁目11-8 ハンモビル2階  
TEL(0564)54-8540 / FAX(0564)54-8512  
HP:<https://mikawa-sr.com/index.html>

担当社会保険労務士 氏名

連絡先

HPはこちら

